国別障害関連情報
セルビア共和国

令和８年８月
（2026 年８月）

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティング

人間
JR
26-072

本調査は、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency。以下、「JICA」という。）が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティングに委託し、実施されました。本調査の内容は 2025 年 12 月から 2026 年 8 月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と当該国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものです。

国別障害関連情報
セルビア共和国
目次

１．基礎指標 1
１－１．基礎指標 1
１－２．障害の定義と統計 2
２．障害関連政策 6
２－１．障害関連行政制度 6
２－２．障害関連法令・政策文書 8
２－３．障害関連施策の状況 15
３．国際条約及び国際協力等の実績 22
３－１．CRPD 批准による対応状況 22
３－２．マラケシュ条約実施状況 22
３－３．SDGs 関連政策における障害分野の取組 23
３－４．その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組 23
３－５．障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績） 24
４．障害関連団体の活動概況 28
４－１．障害当事者団体の活動概要 28
４－２．障害者支援団体の活動概要 29
５．障害者が直面する障壁・ニーズ 30
５－１．保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ 30
５－２．教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ 30
５－３．就労に関する障壁・ニーズ 30
５－４．移動に関する障壁・ニーズ 31
５－５．情報保障に関する障壁・ニーズ 31
５－６．ジェンダーに関する障壁・ニーズ 32
６．参考資料 33

図表目次

図 1 制限のある生活機能別の障害者割合（2 歳以上）（2022）4
図 2 障害者の年齢別割合（2 歳以上）（2022）4
図 3 居住地域別の障害者割合（2 歳以上）（2022）5

表 1 セルビアにおける障害関連担当機関....6

略語表

CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women	女子差別撤廃条約
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	障害者権利条約
CRC	Convention on the Rights of the Child	子どもの権利条約
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
ICF	International Classification of Functioning, Disability and Health	国際生活機能分類
IEP	Individualized Education Plan	個別教育計画
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
NGO	Non-Governmental Organisations	非政府組織
NOOIS	Nacionalna organizacija osoba sa invaliditetom Srbije	セルビア全国障害者協会
OHCHR	Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights	国連人権高等弁務官事務所
OPD	Organization of Persons with Disabilities	障害者団体
RZS	Republički zavod za statistiku	セルビア共和国統計局
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	国連教育科学文化機関
UNFPA	United Nations Population Fund	国連人口基金
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
WIPO	World Intellectual Property Organization	世界知的所有権機関

１．基礎指標

１－１．基礎指標[1]

一人当たり国内総生産[2]	13,679.2 米ドル	2024 年

セクター別支出

保健医療（対 GDP 比）	9.7 ％	2022 年
教育（対 GDP 比）	3.4 ％	2023 年
社会福祉（対 GDP 比）[3]	13.5 ％	2023 年

人口

総人口	6,586,476 人	2024 年
男性人口比率	47.4 ％	
女性人口比率	52.6 ％	
都市人口比率	62.4 ％	
農村人口比率	37.6 ％	
平均余命（全体）	76.2 歳	2023 年
男性	73.9 歳	
女性	78.7 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	2.5 ％	2023 年
乳児死亡率（1000 人当たり）	4.5 人	2023 年

教育

教育制度[4]		
初等教育年数	8 年	
義務教育年数	8 年	
成人識字率（全体）	99.3 ％	2022 年
男性	99.6 ％	
女性	99.1 ％	

[1] 世界銀行（https://data.worldbank.org/indicator(参照 2026-1-20)）に基づく。ただし、社会福祉（対 GDP 比）については、国際労働機関（International Labour Organization。以下、「ILO」という。）, World Social Protection Report 2024-26 (https://www.ilo.org/sites/default/files/2024-09/WSPR_2024_EN_WEB_1.pdf (参照 2026-1-20))に基づく。

[2] Gross Domestic Product。以下、「GDP」という。

[3] ILO (2024) World Social Protection Report, https://www.ilo.org/sites/default/files/2024-09/WSPR_2024_EN_WEB_1.pdf (参照 2026-4-21))に基づく。

[4] セルビアの教育制度は、初等教育（8 年間。第一段階 4 年、第二段階 4 年）、中等教育（4 年間）、大学（3-4 年間）。6 歳から就学する。欧州委員会の情報（https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/eurypedia/serbia/overview (参照 2026-1-20)）に基づく。

就学率		
初等教育（総就学率）		
全体	96.6 %	2022 年
男子	96.6 %	
女子	96.7 %	
中等教育（総就学率）		
全体	92.0 %	2022 年
男子	91.1 %	
女子	92.8 %	
高等教育（総就学率）		
全体	73.2 %	2023 年
男子	59.3 %	
女子	87.7 %	

雇用

失業率（全体）	7.4 %	2024 年
男性	7.0 %	
女性	7.9 %	

１－２．障害の定義と統計

１－２－１．障害の定義

国連障害者権利条約（UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」という。）に係る政府報告書（以下、「政府報告」と記す。）によれば、セルビア共和国（以下、「セルビア」と記す。）の法制度には、障害に関する単一かつ包括的な定義は存在しておらず、法律、条例、及び政策文書において各別に定義されている。

2006 年に制定された障害者差別禁止法（Law on the Prevention of Discrimination Against Persons with Disabilities）は第 3 条において、障害者を「先天性または後天性の身体的、感覚的、知的あるいは情緒的な（physical, sensory, intellectual or emotional）障害を有し、社会的その他の障壁により、他の者と同等の水準で社会活動に参加することができない、またはその機会が制限されている者を指す。なお、支援機器や支援サービスを利用することで、上記の活動を実現できるか否かは問わない」と定義している。[5]

これに対し、障害者職業リハビリテーション・雇用法（Law on Professional Rehabilitation and Employment of Persons with Disabilities）は第 3 条において、障害者を「いかなる治療や医療リハビリテーションによっても解消できない身体的、感覚的、精神的、または精神医学的な障害もしくは疾患による恒久的な影響を有し、就労能力や就職・就業の継続の可能性

[5] https://www.srbija.gov.rs/tekst/en/129950/persons-with-disabilities.php（参照 2026-4-6）

に影響を及ぼす社会的及びその他の制約や障壁に直面しており、かつ、他の者と同等の条件で労働市場に参加したり、就職を申し込んだりする可能性がない、あるいはその可能性が著しく制限されている者」と定義している。[6]

１－２－２．障害に関する統計

障害に関する統計としては、セルビア共和国統計局（Republički zavod za statistiku。以下、「RZS」という。）が実施する国勢調査（約 10 年ごと）及び人口保健調査[7]（約 6 年ごと）がある。ワシントン・グループ短縮質問紙セットは 2011 年の国勢調査から採用されている[8]。

2022 年の国勢調査[9]では、見る（Seeing）、聞く（Hearing）、歩く（Walking or climbing up the stairs）、記憶する（Remembering/concentration）、セルフケア（Independence with clothing/feeding/maintaining personal hygiene）、コミュニケーション（Communication）の 6 機能について、「困難なし」「少しの困難」「多くの困難」「不可能」「回答したくない」の 5 段階で質問している。そして、「不可能」「多くの困難」と答えた人を「障害者」と分類している。

１－２－３．その他統計

障害者数（2 歳以上）	356,404 人	人口（2 歳以上）の	2022 年
男性	148,104 人	約 5.5 ％	
女性	208,300 人		

出所：RZS（2022）

[6] https://natlex.ilo.org/dyn/natlex2/natlex2/files/download/84221/SRB-84221%20(EN).pdf（参照 2026-4-7）
[7] RZS が統計手法を担当し、バトゥト公衆衛生研究所が医学的知見を提供する標本調査（サンプル世帯を抽出）。
[8] 人口保健調査としては 2013 年から採用されている。
[9] RZS (2023) *Population according to disability status and type of problem of persons with disabilities* https://www.stat.gov.rs/en-us/vesti/20231201-invaliditet/?a=0&s=0302（参照 2026-4-7）

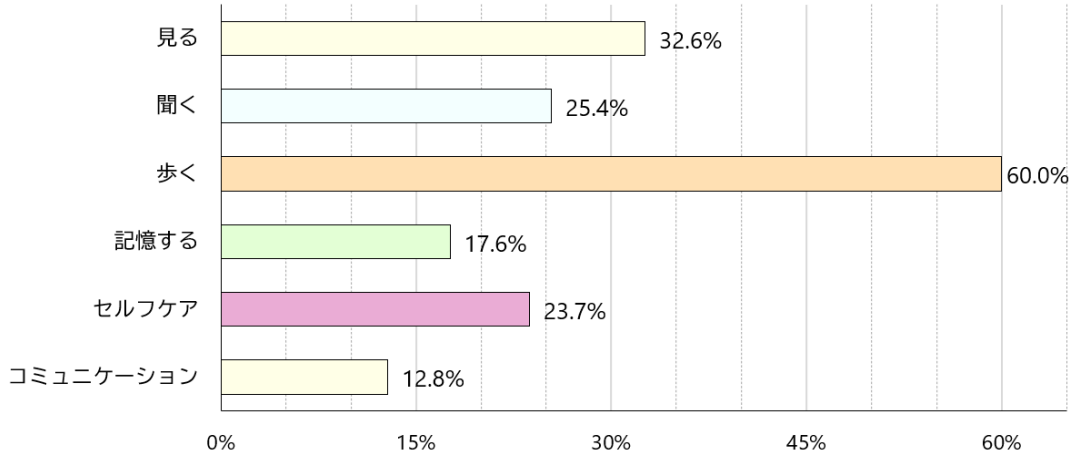


図 1 制限のある生活機能別の障害者割合[10]（2 歳以上）（2022）

制限のある生活機能別では、「歩く」が 60.0%と最も高く、次いで「見る」32.6%、「セルフケア」23.7%、「聞く」25.4%、「記憶する」17.6%、「コミュニケーション」12.8%の順となっている。

出所：RZS（2022）を基に調査チームが作成

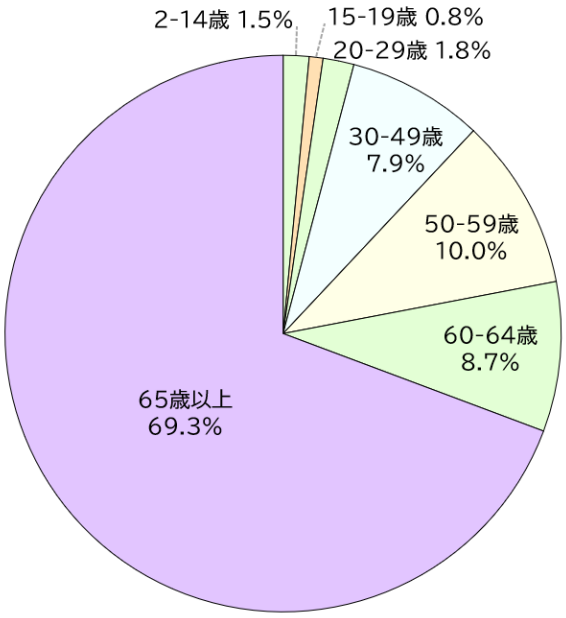


図 2 障害者の年齢別割合（2 歳以上）（2022）

障害者の年齢別割合は、65 歳以上が 69.3%と最も高く、全体の約 7 割を占めている。次いで、50～59 歳が 10.0%、60-64 歳が 8.7%、30～49 歳が 7.9%と続き、中高年層も一定の割合を占めている。一方で、若年層の割合は低く、20～29 歳が 1.8%、2～14 歳が 1.5%、15～19 歳が 0.8%にとどまっている。

出所：RZS（2022）を基に調査チームが作成

[10] 障害者全体に占める割合。障害者全体が 35 万 6,404 人であるのに対し、生活機能に制限があるという回答の合計は 51 万 2,215 人となっている。

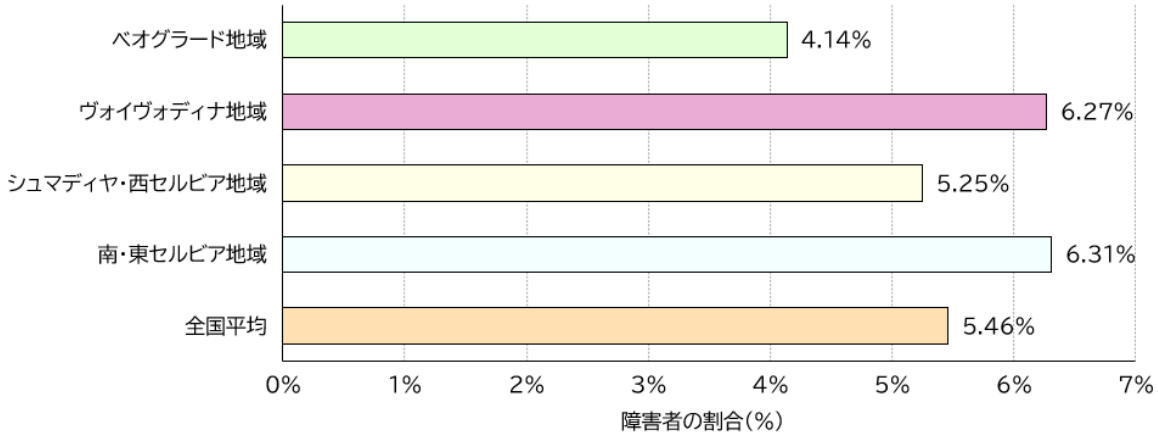


図 3 居住地域別の障害者割合（2 歳以上）（2022）

障害者の割合は全国平均の 5.46%に対し、ベオグラード地域は 4.14%と最も低く、シュマディヤ・西セルビア地域は 5.25%と平均をやや下回る一方、ヴォイヴォディナ地域は 6.27%、南・東セルビア地域は 6.31%と平均を上回り、地域間で差がみられる。

出所：RZS（2022）を基に調査チームが作成

２．障害関連政策

２－１．障害関連行政制度[11]

CRPD 第 33 条に基づく国内的な実施及び監視を着実に履行するため、セルビア政府は障害者評議会（Council for Persons with Disabilities）の設置と市民権利擁護機関（Protector of Citizens -Ombudsman）の任命を行っている。障害者評議会が他の政府部門や民間部門との実務調整を担うのに対し、市民権利擁護機関は独立した立場から権利履行を監視している。

【中央政府行政】

障害関連担当機関

表 1 セルビアにおける障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	市民権利擁護機関（Protector of Citizens - Ombudsman）	2021 年以降、CRPD の独立監視機関としての役割を担う。障害者からの苦情に基づき、行政の不作為や差別的対応を調査し、是正勧告を行う権限を有しており、障害者・高齢者担当局や、専門家・活動家で構成される諮問委員会が組織内に設置されている。
2	平等保護コミッショナー（Commissioner for Protection of Equality）	2009 年制定の差別禁止法に基づき、あらゆる差別の根絶を担う独立国家機関。民間企業での就労やサービス利用における差別を調査し、是正勧告を行う権限を有する。物理的・制度的障壁を差別と定義し、合理的配慮の提供を監視・啓発するほか、公共性の高い事案では自ら差別禁止訴訟を提起し、司法を通じた実効的な権利回復を主導している。
3	労働・雇用・退役軍人・社会問題省（Ministry of Labor, Employment, Veteran and Social Affairs）	障害者の権利保護と社会参加を推進する主務官庁。障害者差別禁止法等の法整備、CRPD に基づく国家戦略の策定、障害当事者団体[12]への助成、バリアフリー化の推進、職業リハビリテーションを通じた雇用支援及び社会手当の管理等を所掌している。
4	人権・少数民族権利・社会対話省（Ministry for Human and Minority Rights and Social Dialogue）	障害者など社会の中で声が届きにくい人々の権利を保障する役割を担う。国際的な人権基準に基づく状況監視と報告書の作成、OPD が政府と直接議論できる対話の場の提供、社会のあらゆる決定プロセスに当事者の視点を反映させる啓発活動等を所掌している。

[11] 本節の記述は政府報告と United Nations Partnership for the Rights of Persons with Disabilities (UNPRPD) (2023) *Situational Analysis of the rights of persons with disabilities in Serbia. Country Report.*より収集・編集した。それ以外から収集した情報については、出所を示した。

[12] Organization of Persons with Disabilities。以下、「OPD」という。

5	教育省 （Ministry of Education）	インクルーシブ教育の推進と質的な保障を担う。具体的には、障害のある児童・生徒が通常学校でともに学ぶための個別教育計画[13]の策定支援、学習を補助する教育アシスタントの配置、校舎のバリアフリー化、教員の専門性向上を担っている。また、アクセシブルな形式での教科書の提供や、セクター間委員会（Inter-sectoral Commission）との連携も所掌している。

国内調整委員会設置状況

国内調整委員会としては、2005 年に設立された障害者評議会が、障害者関連の法律や政策の採択及び実施に関する国家機関の調整を行い、国内外の組織との協力を促進する責任を負っている。同評議会の任期は 4 年で、議長は労働・雇用・退役軍人・社会問題省の障害者保護部門の統括責任者が務める。

委員会名称	障害者評議会（Council for Persons with Disabilities）
メンバー （26 名）	議長：労働・雇用・退役軍人・社会問題省の障害者保護部門の統括責任者 メンバー：セルビア全国障害者協会（Nacionalna organizacija osoba sa invaliditetom Srbije。以下、「NOOIS」という。）所属の OPD 代表者（7 名）、職業リハビリテーション・雇用企業の代表者（3 名）、関連省庁の国務長官/副大臣及び専門職員（11 名）、社会包摂・貧困削減ユニットの代表者、年金・障害保険基金の代表者、国家雇用庁の代表者、ベオグラード大学特別教育・リハビリテーション学部の教授
役割と実施状況	障害者評議会の役割は、次のとおり。 1) 国の政策の立案と調整 2) 障害当事者のニーズの反映 3) 障害関連法規の評価と提言 4) バリアフリー化の推進 5) 施策の監視と地方への普及 市民権利擁護機関ら独立機関とも連携し、CRPD に準拠した障害者の地位向上戦略を主導しており、公共インフラのバリアフリー化を推進する「障害のないセルビア」キャンペーン（Serbia without Barriers）の展開や、障害者雇用企業への助成金制度の改善、IEP の質向上等に注力している。

[13] Individualized Education Plan。以下、「IEP」という。

【地方政府行政】

障害関連担当機関

機関名	概要
地方障害者評議会（Local Councils for Persons with Disabilities）	中央政府の評議会をモデルに各市・基礎自治体に設置された諮問機関。OPD の代表、自治体職員、専門家で構成され、地域の実情に即した障害者支援計画の策定やバリアフリー化を推進する。自治体の予算配分に対する提言や、施策の実施状況を監視する地域コミュニティの司令塔として機能している。
セクター間委員会[14]（Inter-Sectoral Commission）	自治体レベルで教育・医療・福祉の専門家が連携し、障害児への追加支援を判定する機関。個別のニーズに基づき、教育アシスタントの配置や社会福祉サービスの利用を推奨し、分野を横断した包括的支援を調整する役割を担っている。
社会福祉センター（Center for Social Work）	全自治体に設置されている社会福祉実務を担う公的機関。ソーシャルワーカーや心理士等の専門家を擁し、障害者への社会手当の受給審査、介助サービスの手配、入所施設の選定・調整等、地域における個別支援の窓口及びケースマネジメントの中核を担う。
国家雇用庁（National Employment Service）	障害者の就労支援とジョブマッチングを担う。専門のカウンセラーが職業リハビリテーションや能力評価を行い、雇用主への助成金管理やクオータ制の遵守監視を通じて、障害者の労働市場への統合を促進する。

２－２．障害関連法令・政策文書

セルビア国憲法[15]は第 21 条で「精神的または身体的障害」を理由とする差別を明文で禁止し、法の下の平等を基本原則に据えている。その上で、第 69 条は障害者を「特別な保護」の対象として明記し、生存権と尊厳を支える具体的な社会保護を約束している。教育面では、第 71 条により障害児のための特別学校や学級の設置が定められている。さらに第 97 条では、これら「障害者の保護システム」の組織・維持を国家の固有の責務と規定している。憲法による権利保障に基づき、障害者差別禁止法が制定され、福祉の対象から権利の主体への転換が図られた。

[14] https://www.european-agency.org/country-information/serbia/overview-inclusive-education-system（参照 2026-4-8）
[15] https://www.paragraf.rs/propisi/constitution-of-the-republic-of-serbia.html（参照 2026-4-6）

法令名	市民権利擁護機関法[16]（No.105/2021）（Law on the Protector of Citizens）
施行年	2021 年
概要	CRPD に基づく「独立した監視メカニズム」としての地位が法的に明文化された。これにより、障害者・高齢者担当局の設置と、障害当事者や専門家で構成される諮問委員会の運用が義務付けられ、政策決定プロセスへの当事者参画が制度化された。また、障害者施設等の居住型施設に対する事前通告なしの立ち入り調査権が強化され、是正勧告に従わない場合の公表制度も導入された。

法令名	障害者差別禁止法[17]（Law on the Prevention of Discrimination Against Persons with Disabilities）
施行年	2006 年（2016 年改正）
概要	障害を社会的な障壁と捉える「社会モデル」に基づき、教育、雇用、公共サービス等あらゆる分野での差別を包括的に禁じた基本法。 2016 年改正では、建物や情報へのアクセス拒否を差別と見なすアクセシビリティ規定が具体化されるとともに、違反した法人に対し最大 10 万ディナール[18]（15 万 7,116 円）の過料を科す罰則強化が行われ、法的実効性が高められた。

法令名	障害者職業リハビリテーション・雇用法[19]（No.36/2009） （Law on Professional Rehabilitation and Employment of Persons with Disabilities）
施行年	2009 年（2013 年、2019 年改正）
概要	従業員 20 名以上の企業に対し、規模に応じて少なくとも 1 名以上の障害者雇用を義務付け（クオータ制）、未達成時には未雇用者 1 名につき国内平均月収の 50%相当額を雇用基金へ納付する義務を課している。その後の改正で、障害者雇用専門企業への業務委託による代替履行の承認、職場環境整備への公的助成の拡充による企業負担軽減等が定められた。

[16]https://www.ombudsman.rs/attachments/article/643/%D0%97%D0%B0%D0%BA%D0%BE%D0%BD%20%D0%BE%20%D0%97%D0%B0%D1%88%D1%82%D0%B8%D1%82%D0%BD%D0%B8%D0%BA%D1%83%20%D0%B3%D1%80%D0%B0%D1%92%D0%B0%D0%BD%D0%B0%20%D0%BD%D0%B0%20%D0%B5%D0%BD%D0%B3%D0%BB%D0%B5%D1%81%D0%BA%D0%BE%D0%BC%20%D1%98%D0%B5%D0%B7%D0%B8%D0%BA%D1%83.pdf（参照 2026-4-7）

[17] https://www.refworld.org/legal/legislation/natlegbod/2016/123505（参照 2026-4-6）

[18] 1 ディナール=1.571160 円（JICA 統制レート、2026 年 3 月）

[19] https://natlex.ilo.org/dyn/natlex2/natlex2/files/download/84221/SRB-84221%20(EN).pdf（参照 2026-4-7）

法令名	手話使用に関する法[20]（Law on the Use of Sign Language）
施行年	2015 年
概要	手話を独自の言語体系として公認し、聴覚障害者が公的機関で無料の手話通訳を受ける権利の保障、公共放送における手話付与を義務付けた。

法令名	盲導犬による移動に関する法[21] （Law on Movement Using Guide-Dogs）
施行年	2015 年
概要	視覚障害者が盲導犬を同伴して公共交通機関や店舗、官公庁などのあらゆる公共施設へ自由に入場・利用する権利を保障している。不当な拒否には罰則（過料）も規定されている。

その他の障害者の権利と関係する主な法令には以下のものがある。

法令名	ジェンダー平等法[22]（Law on Gender Equality）
施行年	2021 年
障害に関する言及	障害女性を「複合的差別」にさらされる脆弱なグループと定義し、彼女らの地位向上のための積極的是正措置を義務付けている。具体的には、労働、教育、医療、暴力からの保護において、障害と性別双方のニーズに応じた合理的配慮を行うことを明記している。

法令名	保健法[23]（Law on Health Care）
施行年	2019 年
障害に関する言及	障害者を医療上のリスクが高く、特に社会的保護を必要とするグループと定義している。本法に基づき、国は障害者に対して平等かつ優先的な医療アクセスを保障する義務を負い、予防から治療に至る包括的なサービスを提供している。また、医療施設における物理的・経済的バリアの除去も法的原則として掲げられている。

[20] https://eud.eu/what-is-the-serbian-sign-language-law/（参照 2026-4-7）
[21] https://socijalnoukljucivanje.gov.rs/en/law-on-movement-using-guide-dogs-adopted/#:~:text=2015.,Source:%20www.tanjug.rs（参照 2026-4-7）
[22] https://minljmpdd.gov.rs/wp-content/uploads/2024/04/Zakon-o-rodnoj-ravnopravnosti-engl.doc（参照 2026-4-13）
[23] https://www.paragraf.rs/propisi/zakon_o_zdravstvenoj_zastiti.html（参照 2026-5-27）

法令名	教科書に関する法[24]（Law on Textbooks）
施行年	2015 年（2018 年改正）
障害に関する言及	障害のある児童・生徒が自身のニーズに適した形式で学習する権利を保障している。本法に基づき、出版社には点字・音声・デジタル・拡大文字等による教科書の発行が義務付けられており、国はその制作費用を支援している。2018 年改正以降は、ICT を活用したデジタル教材のアクセシビリティが強化された。

法令名	公共情報及びメディア法[25]（Law on Public Information and Media）
施行年	2014 年（2023 年改正）
障害に関する言及	2014 年施行では第 12 条で障害者の情報アクセス保障を国の義務と定義したが、放送コンテンツのアクセシビリティ不足が課題として残った。2023 年改正により、公共放送だけでなくすべてのメディアに対し、手話や字幕、音声解説を用いたコンテンツ提供の割合を具体的に高める義務が課された。

法令名	社会保護法[26]（No.24/2011）（Law on Social Protection）
施行年	2011 年（2019 年、2021 年改正）
障害に関する言及	障害者の地域自立を支える法的基盤。他者の援助を要する者への介護・援助手当、重度障害者への増額手当を規定している。また、デイケアや介護者等の地域支援サービスを権利として明記している。 その後の改正で、福祉サービスの質を担保するライセンス制の厳格化や、介護手当等の申請を迅速化するデジタル化の推進が定められた。

法令名	著作権法[27]（Law on Copyright and Related Rights）
施行年	2009 年（2019 年改正）
障害に関する言及	マラケシュ条約を批准・履行するための 2019 年法改正により、認定団体が著作者の許諾や報酬支払なしで著作物を点字や音声等のアクセシブルな形式に複製・配布・送信することを認め、さらに締結国間での国際的なデータ交換（輸出入）を可能にする詳細な規定を新設した。

[24] https://www.paragraf.rs/propisi_download/zakon-o-udzbenicima.pdf（参照 2026-5-27）
[25] http://demo.paragraf.rs/demo/combined/Old/t/t2025_11/EN_010_2025_001.htm（参照 2026-4-14）
[26] https://www.refworld.org/legal/legislation/natlegbod/2011/sr/149899?prevPage=/node/149899（参照 2026-4-7）
[27] https://www.paragraf.rs/propisi/zakon_o_autorskom_i_srodnim_pravima.html（参照 2026-4-7）

法令名	教育制度の基礎に関する法[28]（Law on Fundamentals of the Education System）
施行年	2009 年（2017 年改正）
障害に関する言及	インクルーシブ教育の法的根拠となる法律で、障害児の通常学校での受入れが原則となった。障害による差別のない教育アクセスを保障し、IEP の作成を学校に義務付けた。2017 年改正では、支援体制が強化され、学習を直接支える教育アシスタント（Pedagogical Assistant）の役割が明確化されるとともに、多職種連携アセスメントチームの公的関与も強化された。

法令名	道路交通安全法[29]（Law on Road Traffic Safety）
施行年	2009 年
障害に関する言及	EU 基準に沿って視覚障害者向けの音声信号や点字ブロックの設置を義務付け、歩行環境の安全性を向上させた。また、障害者用車両のステッカー発行と優先駐車権を法的に保障している。

法令名	刑法[30]（Criminal Code）
施行年	2006 年（2019 年改正）
障害に関する言及	第 179 条による性暴力からの保護に加え、第 194 条（家庭内暴力）では障害者に対する暴力を加重処罰の対象とし、第 202 条では自立困難な者を放置する遺棄罪を規定している。2019 年改正では、障害者を含む脆弱な層への重大犯罪に対し終身刑を導入するなど、「特に保護されるべき権利主体」と位置づけ、身体の安全を強力に保障している。

法令名	労働法[31]（No.24/2005）（Labor Law）
施行年	2005 年（2014 年改正）
障害に関する言及	採用から解雇に至る全過程において障害を理由とする直接的・間接的な差別を禁止している。重度障害児の親に対しては、子どもが 5 歳になるまでの育児休暇や短時間勤務の権利を保障し、同意なき時間外・深夜労働を禁じている。障害者の残存能力に適した業務提供を雇用主に義務付け、代替業務がない場合に限る厳格な解雇制限を課している。 2014 年改正では、家族支援と就労継続の権利が EU 基準に準拠してより具体化され、違反した雇用主への重い罰則も整備された。

[28] https://planipolis.iiep.unesco.org/sites/default/files/ressources/serbia_law_fundamentals_education_system_eng.pdf（参照 2026-4-8）
[29] https://www.paragraf.rs/propisi/zakon_o_bezbednosti_saobracaja_na_putevima.html（参照 2026-5-27）
[30] https://www.refworld.org/legal/legislation/natlegbod/2005/62118（参照 2026-4-8）
[31] https://antislaverylaw.ac.uk/wp-content/uploads/2019/08/Serbia-Labour-Law.pdf（参照 2026-4-7）

法令名	計画及び建設法[32]（Law on Planning and Construction）
施行年	2009 年
障害に関する言及	公共・商業用途の建築物や道路、広場、公園等の公共利用施設について、障害者、子ども、高齢者を含むすべての利用者が支障なくアクセス、移動及び利用できるよう設計・建設・維持することを義務付けている。また、10 戸以上の住宅建築物及び住宅・商業複合建築物についても、同様のアクセシビリティを確保した設計・建設を求めている。2015 年には本法に基づき、スロープの勾配や通路幅等の詳細な数値を定めた技術的アクセシビリティ標準規則（Rulebook on Technical Standards for Planning, Design and Construction of Facilities Ensuring Unimpeded Movement and Access for Persons with Disabilities, Children and Elderly Persons）が制定され、障害者、子ども、高齢者の円滑な移動とアクセスを確保するための技術基準が具体化された。

障害者政策

政策名	障害者の地位向上戦略[33]（Strategy for Improving the Position of Persons with Disabilities in the Republic of Serbia）
実施期間	2025-2030 年
概要	前期（2020-2024）に着実に進んだ情報アクセスの拡充や、公共施設のバリアフリー化という成果を継承しつつ、本人の意思決定や家族形成への支援、認知・コミュニケーション面のアクセシビリティ向上といった革新的な試みを取り入れる。さらに、AI 等の最新技術の活用、地域での自立生活への完全転換、EU 基準に準拠した雇用市場への統合、そして早期介入を含む教育支援の強化を重点課題として掲げている。

政策名	差別禁止・保護のための戦略[34]（Strategy for Prevention and Protection from Discrimination for the Period）
実施期間	2022-2030 年
障害に関する言及	障害者を他の脆弱集団と並ぶ保護対象として位置付け、主に差別禁止法制の整備、制度上の平等確保、意識啓発を中心としていた前戦略（2013

[32] https://www.paragraf.rs/propisi/planning-and-building-act-serbia.html , https://ravnopravnost.gov.rs/rs/02-23-inicijativa-za-izmenu-zakona-o-planiranju-i-izgradnji/ （参照 2026-4-14）

[33] https://rsjp.gov.rs/upload/1770629072375_Strategija_OSI_2025_2030.pdf 及び https://serbia.unfpa.org/en/news/enhancing-inclusion-new-strategy-improving-position-persons-disabilities#:~:text=Latest-,Enhancing%20Inclusion:%20A%20New%20Strategy%20for%20Improving%20the%20Position%20of,%2C%20Veteran%2C%20and%20Social%20Affairs.（参照 2026-4-7）

[34] https://www.refworld.org/policy/strategy/natlegbod/2022/sr/149889（参照 2026-4-13）

	～2018）に比べ、CRPD との整合性が明確に打ち出され、合理的配慮の義務化、アクセシビリティ確保、脱施設化と地域生活支援、教育・雇用における包摂的環境整備など、具体的施策が拡充された。

政策名	2030 年までの教育開発戦略[35] （Strategy for the Development of Education 2030）
施行年	2021 年
障害に関する言及	IEP の徹底や補助教員の配置、アクセシブルな形式の教材の提供により、早期介入から中等教育への移行期まで一貫した支援を行い、インクルーシブ教育の質を全国的に向上させることを目指している。

政策名	セルビア共和国雇用戦略[36] （Employment Strategy in the Republic of Serbia）
実施期間	2021-2026 年
障害に関する言及	具体的目標 2 において、障害者を「就職困難なグループ」と定義し、職業リハビリテーションの質の向上やワークセンターの再編、さらには雇用主への賃金補助・職場適応コストの助成といった積極的な労働市場対策を通じて、障害者の経済的自立と労働市場への持続的な統合を推進することを定めている。

政策名	ジェンダー平等に関する国家戦略[37] （National Strategy for Gender Equality）
実施期間	2021-2030 年
障害に関する言及	前戦略（2016-2020 年）までの保護的アプローチを脱し、性別と障害が交差する「複合的差別」の概念を導入した。障害女性を単なる支援対象から「権利の主体」へと再定義し、暴力保護施設のバリアフリー化や健康・雇用面での専門的支援を強化している。

政策名	国家災害リスク管理プログラム[38] （National Disaster Risk Management Program）
実施期間	2015-2025 年

[35] https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/news/new-strategy-development-education-serbia-2030（参照 2026-4-7）
[36] https://www.refworld.org/policy/strategy/natlegbod/2021/sr/149888（参照 2026-4-7）
[37] https://www.srbija.gov.rs/vest/en/179692/2021-2030-gender-equality-strategy-adopted.php（参照 2026-4-7）
[38] https://documents1.worldbank.org/curated/en/266831614666100180/pdf/Serbian-National-Disaster-Risk-Management-Program.pdf（参照 2026-4-7）

障害に関する言及	2014 年の大洪水を契機に策定され、ドナーの資金と技術を活用し、障害者を「特別な配慮を要する脆弱なグループ」として現場の救助手順に組み込むとともに、アクセシブルな早期警報システムの IT 基盤整備や避難所のバリアフリー化など、防災体制を実務レベルで強化・具体化する役割を担っている。

２－３．障害関連施策の状況[39]

①　保健医療

セルビア政府は、2007 年施行の障害者の地位向上戦略（2007-2015）により、障害の社会モデルへの転換を図り、障害者のニーズに応じた医療提供の指針を確立した。これに基づき、2009 年の旧保健法改正では、障害者を含む脆弱なグループへの公平な医療提供を義務付け、医療を受ける権利が法的に保障された。また、2009 年施行の障害者職業リハビリテーション・雇用法により、リハビリテーションを就労支援と連動させる具体的な枠組が整えられた。2015 年には医療施設における盲導犬の使用に関する規則（Rulebook on the Conditions and Manner of Using Public Facilities in the Area of Health Protection by Persons with Guide Dogs）を採択し、盲導犬を伴う受診環境の整備が進められた。

2019 年に制定された新保健法では、障害者を医療上のリスクが高く「特に社会的保護を必要とするグループ」として再定義し、予防から早期発見、治療に至る包括的なサービスを優先的に提供することが明文化された。また、本人の同意なき入院を厳格な条件下で裁判所の審査対象とするなど、意思決定能力に制限がある者の尊厳を守る体制も強化されている。

セルビア政府に対し、障害者権利委員会が 2016 年に採択した総括所見は、保健・医療分野について以下を勧告している。

- 医療従事者に適切な研修と必要な能力を提供するとともに、幼児期の発達促進に向けた国家プログラムの実施を加速させること
- すべての障害者が他の者と同等の立場で保健サービス（性と生殖に関する保健を含む）を利用できるよう保障すること
- 医療従事者に対する障害者配慮に関する研修を実施し、医療サービス・施設へのアクセシビリティを確保すること

②　教育

セルビア政府は、2009 年に教育制度の基礎に関する法の制定を起点として、障害の有無にかかわらずすべての子どもに平等な教育の権利とアクセスを保障する改革に着手した。翌 2010 年には児童・生徒への追加の教育・健康・社会的支援に関する規則（Rulebook on

[39] 本節の記述は政府報告及び質問回答より収集・編集した。それ以外から収集した情報については、出所を示した。

Additional Educational, Health and Social Support to Children and Pupils）を採択し、障害のある児童・生徒が個別のニーズに応じた追加支援を受けられる法的枠組を確立した。2011 年には、実務面での核となる IEP の権利、実施及び評価に関する詳細な指針規則（Rulebook on Detailed Instructions for Determining the Right to the Individualized Education Plan, Its Implementation and Evaluation）を導入し、一人ひとりの特性に合わせた教育計画の作成と評価に関する厳格なプロセスを規定した。これらと並行して、学校現場では教育アシスタントの配置が進められ、学校と家庭の橋渡しや教育学的な直接支援を担う体制が整えられた。

さらに、2015 年には教科書に関する法を整備（2018 年改正）し、障害児が点字や音声、デジタル形式など自身の特性に適した教材を使用することを公的に義務付けた。2021 年にはリソースセンターに関する規則（Rulebook on Resource Centres）が施行され、特別学校の一部を地域のリソースセンターへと再編・機能強化することで、通常学校に通う障害のある児童・生徒やその家族、教員に対して専門的な教具の貸与や技術的コンサルテーションを提供するバックアップ体制が整備された[40]。

高等教育においても、入学選考や学生寮の割当に対する積極的差別是正措置を継続的に適用し、教育の継続性を担保している。

総括所見（2016）による教育分野の勧告事項は以下のとおり。

- 行動計画においてインクルーシブ教育の基準・要件を満たすための具体的な目標を定めること
- すべての障害者がインクルーシブで質の高い教育を受け、通常教育の場で合理的配慮の提供が保障されるよう直ちに対策をとること
- 教員及びその他の教育専門職がインクルーシブ教育に関する研修を受け、すべての中等・高等教育施設がバリアフリー化されること

③ ジェンダー

セルビア政府は、障害女性が直面する複合的な困難を解消するため、早期から戦略的な法整備を推進してきた。まず、2006 年に採択された障害者の地位向上戦略において、男女平等の原則を障害者政策に初めて統合した。2009 年施行の差別禁止法（Anti-Discrimination Law）では、性別と障害を理由とする差別を深刻な形態の「複合的差別」と定義し、翌 2010 年には国家戦略の行動計画を通じて、障害女性を含む社会的に排除されやすい女性たちの公的・政治的な参画を促す具体的な活動を計画した。

これらの取組をさらに進化させたのが、2021 年に採択されたジェンダー平等に関する国家戦略 2021-2030 で、障害女性を「複合的差別のリスクが最も高いグループ」と明確に位

[40] UNICEF Serbia (2019) *Serbia's inclusive education reform: A journey of systemic and sustainable change.* https://clearinghouse.unicef.org/sites/ch/files/ch/teams-ECARO-Planning-ECA%20Knowledge%20at%20UNICEF-Serbia%20Case%20Study-2.0.pdf（参照 2026-4-14）

置付け、労働市場へのアクセス、暴力からの保護、及び意思決定プロセスへの参画における障壁撤去を重点課題としている。さらに、2021 年制定の新ジェンダー平等法と連動させることで、公共機関や企業に対して性別分離データの収集や障害を考慮した具体的措置を義務付け、制度の実効性をより強力に担保している。

司法面では、刑法第 179 条「無力な者との性交（Intercourse with a Helpless Person）」により、障害に乗じた性暴力を厳罰化し、被害者が年少者の場合には最大 15 年の懲役を課すことで法的保護を強化している。

総括所見（2016）によるジェンダー分野の推奨事項は以下のとおり。

- 障害を理由に障害女性が「不適格な母親（unfit mothers）」と認定される手続きを見直し、住居を持つ権利及び家庭を築く権利を完全に回復させるとともに、これらの権利を効果的に行使するために必要な支援が確実に提供されるよう確保すること
- 障害のある女性及び女児の視点をジェンダー平等に関する政策・プログラム・戦略に組み入れ、また、ジェンダーの視点を障害に関する戦略に組み入れること
- 司法へのアクセス、暴力や虐待からの保護、教育、保健、雇用における差別を防止し、これと闘うための適切な措置を講じること
- 障害のある女性及び女児に直接影響を及ぼす事項についてのプログラムや措置の策定・実施・評価において、OPD を通じた協議を行うこと
- 障害女性の地位向上及び雇用促進、並びにジェンダー平等に関連するプログラム推進のため十分な資源を提供すること

④　職業訓練・雇用、就労

セルビア政府は、2009 年に制定した障害者職業リハビリテーション・雇用法に基づき、企業に対して障害者雇用の義務（クオータ制）を課している。翌 2010 年には障害者の労働能力及び雇用または雇用維持の可能性の評価に関する詳細な方法・費用及び基準に関する規則（Rulebook on the Detailed Method, Costs, and Criteria for the Assessment of Working Capacity and the Possibility of Employment or Maintaining Employment for Persons with Disabilities）の施行により、国家年金・障害保険基金の専門委員会が、医学的・社会的側面から機能障害の程度に応じ 4 段階で判定を行い、必要な配慮や適職を特定する制度が導入された。専門委員会の評価に基づき、国家雇用庁が予算基金から企業へ職場改造費や賃金補助等の助成・税制優遇を提供するほか、職業訓練や認定専門企業（Enterprise for Vocational Rehabilitation）との連携を通じ、実務的な雇用の支援と維持を担っている。[41]

この制度の定着により、2014 年には月平均約 1 万 5,280 名の障害者が雇用枠を通じて就

[41] Government of Serbia (2021) *Employment Strategy of the Republic of Serbia 2021–2026*. https://socijalnoukljucivanje.gov.rs/wp-content/uploads/2021/08/Strategija_zaposljavanja_u_Republici_Srbiji_2021-2026_engleski.pdf（参照 2026-4-14）

労した。同時に、雇用義務を履行できない企業が納付する納付金（月平均約 2 億 1,500 万ディナール。約 3 億 3,780 万円）は予算基金に積み立てられ、障害者の雇用促進や作業環境のバリアフリー化に対する補助金として再投入されている。職業訓練については、2014 年だけで 4,420 名の障害者が就労継続に必要な専門的支援を受けたほか、50 の認定専門企業が訓練と雇用を一体的に提供する重度障害者等の重要な就労先として機能している。

2014 年労働法改正では、健康状態を理由とする解雇からの保護が強化され、それまでの業務が困難となった従業員に対し、雇用主が適切な代替業務を提供することが義務付けられた。

総括所見（2016）による雇用・労働分野の推奨事項は以下のとおり。

- 雇用・労働市場への参加にあたって法制度が障害者に不利益を与えていないかを検証し、職場における合理的配慮の提供を保障すること
- 一般労働市場への障害者の包摂促進のため、就労能力の評価方法を見直すこと
- 障害者が労働組合を結成する権利を実際に行使できるようにすること
- 障害者が他の者と同等の条件での雇用される権利を雇用主間で促進し、福祉作業所（Sheltered workshop）に在籍する障害者の一般労働市場への移行支援を強化すること

⑤　社会保障、障害福祉サービス

セルビア政府は、2005 年に社会福祉戦略（Social Welfare Strategy）を採択し、それまでの大規模施設への収容を前提とした福祉体系から、障害者の地域居住を軸とした包括的な支援体制への転換を決定した。同戦略の法的な裏付けとして、2011 年に社会保護法が制定され、その中核として、受給者の所得制限を設けない介助手当の支給体制が確立された（物価指数に連動して年 2 回改定）。こうした法的枠組に基づき、身体介助や日常生活支援、デイケア、さらには自立生活に向けた相談や専門的な治療サービスに至るまで、個々のニーズに応じた多層的な地域支援サービスの提供が規定されている。

具体的な成果として、施設収容から里親家庭への移行を目指すマスタープラン（Comprehensive Plan for Transformation of Residential Institutions for Children）を通じ、2015 年 9 月時点で施設入所の子どもを 642 名に抑える一方、里親委託児童を 6,268 名まで拡大させた。また、地域自立支援の利用者も増加し、2014 年には 518 名が介助者等のサービスを利用している[42]。さらに、貧困地域での福祉サービス開発を支援するための特別基金を設立し、地域間格差の是正を図っている。

総括所見（2016）は地域生活への移行に向けた包括的な戦略と措置を講じるよう強く求

[42] International Labour Organization (ILO) & European Network on Independent Living (ENIL) (2024) *Towards dignity and autonomy: A global overview of personal assistance schemes for people with disabilities*. https://enil.eu/new-joint-ilo-enil-report-on-personal-assistance-services-worldwide/（参照 2026-4-14）によれば、2022 年時点で介助サービスを利用できているのは、26 自治体（全体の約 18%）の 375 人のみであり、サービスへのアクセスに課題がある。介助者 317 人のうち約 70%が女性で、雇用契約よりもサービス契約が多く、労働条件の不安定さによる離職率の高さが、サービスの継続性と質に悪影響を及ぼしている。

めている。

- すべての障害者が自立した生活を送り、自らの選択と希望に基づき地域社会で支援を受けられるよう、資源を配分することを勧告する。特に市・自治体レベルにおいて、地域密着型サービスの開発に OPD が積極的に参画できるよう、障壁を取り除くこと
- 児童、特に知的障害及び／または心理社会的障害のある児童の脱施設化の取組を強化し、3 歳未満の乳幼児の施設入所を行わず、施設から家庭への円滑な移行を確保すること。十分な介入及び発達支援サービスを提供し、施設職員向けの教育プログラムを開始し、効率的な地域密着型ケアサービスを整備すること
- 精神障害者保護法を含む関連法を廃止し、障害を理由とした児童及び成人の拘束（非自発的な入院や強制的な施設入所を含む）を禁止すること
- 身体的・化学的拘束、過度な抗精神病薬療法、隔離などを含む、障害のある成人及び児童に対するあらゆる形態の強制的処置を禁止すること

⑥　運輸交通、都市開発（アクセシブルなまちづくり）

セルビア政府は、2006 年以降、物理的環境及び交通インフラのアクセシビリティ向上を目指し、段階的な法整備を推進してきた。まず、2006 年に空間計画及び建設法を改正し、新設される公共施設や住宅において、障害者、子ども、高齢者が自由にアクセスできる設計・建設を投資家に義務付けた。この方針を具体化するため、2013 年には技術的アクセシビリティ標準規則を施行し、新築・改築時の詳細な技術基準を確立した。

交通面では、2010 年に道路交通安全法を施行し、視覚障害者向けの点字ブロックや音声信号装置の設置を義務付けることで、歩行者エリアの安全性を強化した。同年には航空交通における障害者及び移動制限者に関する規則（Rulebook on Persons with Disabilities and Persons with Reduced Mobility in Air Transportation）を採択し、航空機利用時の権利保護を明文化した。さらに 2015 年には盲導犬による移動に関する法を成立させ、公共交通機関や職場への盲導犬同伴権を法的に保障した。

行政サービスの面でも、内務省による重度障害者への自宅訪問を通じた身分証明書発行サービスの組織化や、文化情報省庁舎の車いす対応化（2015 年）などが進められている。

総括所見（2016）による運輸交通、都市開発分野の推奨事項は以下のとおり。

- 包括的なアクセシビリティ計画を策定し、効率的にモニタリングするとともに、障壁除去基準を定めたロードマップを作成すること
- 建物、公共サービス、公共交通機関においてユニバーサルデザインを促進すること
- 全国データベースを活用し、アクセシビリティ基準の実施状況の監視に十分な資源を割り当てるとともに、違反に対して実効性のある制裁措置を確立すること
- 障害者にバリアフリー住宅の 10%確保を義務付ける法律を完全に実施すること
- 手話を使用した聴覚障害者向けの講習を統一的に実施し、障害を理由に運転免許の交

付を拒否されることがないよう措置を講じること

⑦ 情報アクセシビリティ

セルビア政府は、デジタル社会における情報格差を解消するため、2009 年の電子政府戦略（E-Government Strategy）において、すべてのユーザー、特に障害者が電子公共サービスを容易に利用できる環境整備を目標に掲げた。これを技術的に具体化するため、2010 年に国家情報技術・インターネット庁（現 情報技術・電子政府局）は国家行政機関ウェブサイトのガイドライン v3.0（Guidelines for Websites of State Administrative Bodies v3.0）を策定し、国際的なウェブコンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン（Web Content Accessibility Guidelines: WCAG 2.0）への準拠を推奨した。同年 12 月には、国家電子政府ポータルが WCAG 2.0 に適合し、テキスト読み上げやスクリーンリーダーへの最適化を導入するとともに、各行政機関に対し、本ガイドラインに沿ったウェブサイトの改良を 6 か月以内に完了させることを義務付けた。

放送メディアにおいても、2014 年施行の公共情報及びメディア法に基づき、障害者の言語や形式での情報取得を促進し、2015 年には字幕放送や手話通訳番組の制作に約 1,070 万ディナール（約 1,681 万円）を投じた。さらに、2015 年の手話使用に関する法により、公的機関における手話通訳利用の権利を確立し、全国 44 箇所の手話通訳拠点や遠隔通訳サービス「テレセンター」を整備した。

総括所見（2016）による情報アクセシビリティ分野の推奨事項は以下のとおり。

- 情報や社会的なコミュニケーション手段へのアクセシビリティを促進すること
- メディアにおける字幕及び手話通訳の利用を拡大すること、並びにそのプロセスに OPD を参画させること
- 点字に関する国家機関を設立し、標準化されたセルビア点字コード策定のために必要な措置を講じること

⑧ 防災

セルビア政府は、自然災害や人為的災害からすべての市民を保護するため、2009 年に緊急事態法（Law on Emergencies）を制定し、保護と救助の基本原則を規定した。この法律を戦略的に運用するため、2011 年には国家防災戦略（National Strategy for Emergency Situations）を採択し、人命救助や市民支援を含む具体的な防災計画を策定した。さらに、2014 年の大規模洪水被害を教訓として、2014 年 12 月に国家災害リスク管理プログラム（2015-2025）を採択した。同プログラムは、障害者を「特別な配慮を要する脆弱なグループ」として現場の救助手順に組み込むとともに、アクセシブルな早期警報システムの IT 基盤整備や避難所のバリアフリー化など、防災体制を実務レベルで強化・具体化する役割を担っている。一方、2016 年の質問回答では、1970 年代に建設された既存の避難施設の多くが

技術的アクセシビリティ標準規則の基準を満たしていない課題を認めている。

総括所見（2016）による防災分野の推奨事項は以下のとおり。

- 障害者のニーズを十分に考慮した、アクセス可能で包括的な緊急時対応戦略、手順、及び情報提供サービスを採用すること
- 聴覚障害者が必要な情報にアクセスできるよう追加的な措置を講じること
- アクセシビリティ基準やユニバーサルデザインを踏まえ、復興計画の策定・実施においても障害者のニーズを十分に考慮すること

３．国際条約及び国際協力等の実績

３－１．CRPD 批准による対応状況[43]

セルビア政府は 2009 年 7 月 31 日に CRPD 及び選択議定書を批准した。初回政府報告書は 2012 年 7 月 20 日に障害者権利委員会に提出し受理されている（提出期限は 2011 年 8 月 31 日）。権利委員会からは 2015 年 9 月 11 日に質問事項が提示され、セルビア政府は 2016 年 2 月 8 日に回答書を提出した。市民団体からのパラレルレポートは 2015 年に 4 団体[44]から 4 報告、2016 年に 1 団体[45]から 1 報告が提出されている。そして 2016 年 4 月 21 日に同委員会より総括所見が発出された。

2016 年の総括所見では、障害者の権利の促進と保護を目的とした以下の法令や政策の採択を評価している。

- 差別禁止・保護のための戦略（2013）及び行動計画（2014-2018）
- 女性の地位向上とジェンダー平等の促進に関する国家戦略（National Strategy for Improving the Position of Women and Promoting Gender Equality）（2010-2015）、欧州ジェンダー平等研究所（European Institute for Gender Equality）との協力、女性に対する暴力撲滅年（2016）及びジェンダー平等指数の導入
- 手話使用に関する法（2015）
- 障害者差別禁止法の改正による、法的文書への署名印使用の権利保障（2016）
- 盲導犬による移動に関する法（2015）
- 国勢調査票への障害者に関する質問項目の追加
- 法的能力剥奪者の減少
- 刑務所バリアフリー化に向けた取組

他方、人権モデルに基づく国内法の CRPD との整合、OPD と連携した関係者への権利研修を通じたより適切な支援体制の整備を勧告している。

３－２．マラケシュ条約実施状況

セルビア政府は 2020 年 6 月 3 日にマラケシュ条約（視覚障害者等のための著作物へのアクセスを促進するための条約）を批准した。その準備として、2019 年に著作権法を改正し、認定団体が著作者の許諾や報酬支払なしで著作物を点字や音声等のアクセシブルな形式に複製・配布・送信することを認め、さらに締結国間での国際的なデータ交換（輸出入）を可能にする詳細な規定を新設している。

[43] https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx

[44] セルビア全国障害者協会（NOOIS。3 団体による合同報告書（セルビア障害者自立生活センター（Center for Independent Living of Pwds Serbia: CIL）、社会適応センター（Center for Society Orientation: COD））、セルビア精神障害者権利イニシアチブ（Mental Disability Rights Initiative – Serbia: MDRI-S）、国際障害者協議会（Disability Council International）、セルビア共和国市民権利擁護機関（Protector of Citizens (Ombudsman) of the Republic of Serbia）。

[45] MDRI-S。

著作権を司る国内機関は 2003 年設立のセルビア共和国知的財産庁（Intellectual Property Office of the Republic of Serbia）[46]である。世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization: WIPO）が主導・運営する ABC Global Book Service の参加団体リスト[47]に掲載されている団体はない。

３－３．SDGs 関連政策における障害分野の取組

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」という。）の進捗状況に関し、セルビア政府は 2019 年 7 月に第 1 回自発的国家レビュー（Voluntary National Review）[48]を発表した。同発表には、障害に関する指標の計測や、SDGs 推進本部への OPD 参画についての特段の言及はない。

国連統計局 SDGs 指標データベース[49]によれば、セルビアは障害に関する指標のうち「1.3.1 (d) 重度障害者のうち障害年金などの現金給付を受けている人の割合」について計測しており、2021 年には 100%であったと報告している。

総括所見（2016）は、年齢、性別、障害種、民族、地理的状況ごとに分類された障害者に関するデータ及び統計を、人権に基づくアプローチを用いて更新・収集することを勧告している。

３－４．その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組

セルビアの障害と開発分野に関連する国際条約の批准状況は以下のとおり。

2000 年 11 月：ILO159 号条約（障害者の職業リハビリテーション及び雇用条約）承継[50]

2001 年 3 月：女子差別撤廃条約（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women。以下、「CEDAW」という。）承継[51]

2001 年 3 月：子どもの権利条約（Convention on the Rights of the Child。以下、「CRC」という。）承継[52]

2015 年の ILO 勧告適用専門家委員会の直接要請[53]によれば、セルビア政府は障害者の職業リハビリテーションや雇用促進のため、国家雇用戦略、予算基金、雇用割当制度、主要都市でのセンター開設等の積極的措置を実施してきた。しかしながら、経済低迷により、雇用主が雇用よりも納付金支払いを選択する傾向があり、訓練等の措置が雇用の獲得・維持や多

[46] https://www.zis.gov.rs/en/home/（参照 2026-4-7）
[47] https://www.accessiblebooksconsortium.org/globalbooks/en/（参照 2026-4-7）
[48] https://serbia.un.org/sites/default/files/2019-08/VNR%2C%20eng.pdf（参照 2026-4-7）
[49] https://unstats.un.org/sdgs/dataportal/countryprofiles/（参照 2026-3-19）
[50] 旧ユーゴスラビア連邦共和国が 1987 年 5 月 27 日に批准していた同条約を承継した。
[51] 旧ユーゴスラビア連邦共和国が 1982 年 2 月 26 日に批准していた同条約を承継した。2003 年 7 月には選択議定書（個人通報制度）に加入している。
[52] 旧ユーゴスラビア連邦共和国が 1990 年 12 月 5 日に批准していた同条約を承継した。
[53]https://normlex.ilo.org/dyn/nrmlx_en/f?p=1000:13100:0::NO:13100:P13100_COMMENT_ID,P13100_COUNTRY_ID:3244372,102839（参照 2026-6-12）

様な障害種にどう配慮しているかの説明とともに、年齢・性別・障害種別の労働市場統計、国家行動計画の策定状況、及び OPD 等との協議成果に関する情報提供を求めている。

2017 年 3 月に発出された CRC 委員会による総括所見[54]では、障害児に関するデータ収集を強化し、CRPD 及び既存の法律・政策の実施の有効性を検証すること、不必要な施設入所を防ぎ、偏見や差別に対抗する啓発を行うこと、常時介護を要する障害児が家族とともに生活できるよう立法その他の措置を講じること、すべての障害児が公的生活のあらゆる分野に完全に参画できるよう優先的な取組を行うことを勧告している。

３－５．障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績）[55]

- 日本政府[56]

【草の根無償資金協力】

・ プランディシュテ精神疾患者滞在施設衛生環境改善計画（2024）
・ ベオグラード精神保健研究所医療機材整備計画（2023）
・ コビン精神病院救急車及び医療用ベッド整備計画（2022）
・ スルボブラン市精神障害者送迎車両整備計画（2021）
・ ニシュ市障害者送迎車両整備計画（2021）
・ ドイェバッツ市成人障がい者[57]施設特別車両整備計画（2017）
・ プリボイ市精神障がい者[58]支援協会特別車両整備計画（2016）
・ クリナ成人障がい者[59]ケアホーム機材整備計画（2015）

【草の根技術協力】

・ セルビアベオグラード市コミュニティレベルにおける知的障害者の自立を支援する事業（2019-2023）[60]

- 他ドナー

【国際機関】

<u>世界銀行</u>

・ 社会支援近代化プロジェクト[61]（Social Assistance Modernization Project）（2022-2027）

[54] United Nations (2017) *CRC Concluding observations on the combined second and third periodic reports of Serbia* (CRC/C/SRB/CO/2-3) https://tbinternet.ohchr.org（参照 2026-4-7）
[55] 概ね 2016 年以降の実績を記載。
[56] 内閣府障害者白書、JICA 障害と開発パンフレット、外務省国別約束情報年度別交換公文（E/N）データ https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/europe/serbia/exchange.html（参照 2026-4-7）を基に記載
[57] 案件名の原文表記を尊重し、「障害者」ではなく「障がい者」としている。
[58] 同上。
[59] 同上。
[60] https://www.jica.go.jp/kansai/enterprise/kusanone/ku57pq000005koyd-att/jjirei-all.pdf（参照 2026-4-7）
[61] 障害者手当等を含む社会給付の管理システムをデジタル化する事業。障害判定システム改革と連携し、データの一元化と事務手続きの効率化を推進することで、不正受給を防ぎつつ、迅速に給付を届ける体制を構築する。 https://documents1.worldbank.org/curated/en/099955002242290646/pdf/P12223302bfb37000ba070850dfdf164ae.pdf

- インクルーシブ早期幼児教育・ケアプロジェクト[62]（Inclusive Early Childhood Education and Care Project）（2017-2024）

欧州復興開発銀行

- セルビア鉄道インフラ緊急補修プロジェクト[63]（Serbia Rail Infrastructure Urgent Renewals Project）（2024-2026）
- 国際寝台車車両更新プロジェクト[64]（Srbijavoz Modernisation of International Rail Services Project）（2024-2025）
- 中小企業向けグリーン・インクルーシブ・プログラム[65]（SME Go Green and Inclusive Programme）（2021-2026）

欧州投資銀行

- 学校・公共施設のネットワーク化と近代化[66]（Connected Schools and Public Buildings Modernisation）（2020-2025）
- セルビア学校近代化プログラム[67]（Serbia School Modernisation Programme）（2010-2023）

障害者の権利促進のための国連パートナーシップ（UNPRPD[68]）

- セルビアにおける障害判定システムの改革ロードマップ[69]（Roadmap for Disability Assessment Reform in Serbia）（2023-2025）
- セルビアにおける障害者の自律、発言及び参加[70]（Autonomy, Voice and Participation of Persons with Disabilities in Serbia）（2018-2020）

（参照 2026-4-14）

[62] 障害児を含むすべての幼児の教育機会確保を目指す事業。幼稚園の新設・改修に加え、教員向けにインクルーシブ教育の研修を実施し、脆弱層の就学率向上と、早期からの社会包摂を可能にする環境整備を実現した。https://documents.worldbank.org/pt/publication/documents-reports/documentdetail/918021487905271830（参照 2026-4-14）

[63] 鉄道網の改修に際し、EU 基準のアクセシビリティ要件を融資条件として導入し、主要駅のスロープ設置や車いす対応車両の導入を推進した。https://www.ebrd.com/home/work-with-us/projects/psd/55104.html（参照 2026-4-14）

[64] セルビア鉄道に対し、新型の寝台車 12 両の導入を支援する事業。老朽化した車両を EU 基準に適合した現代的な車両へ更新し、車いす対応スペースやアクセシブルなトイレ等の設備を標準化した。https://www.ebrd.com/home/news-and-events/news/2025/ebrd-supports-modernisation-of-serbia-s-international-rail-servi.html（参照 2026-4-14）

[65] 中小企業の融資支援を通じ、障害者や若者の雇用創出を促す事業。障害者の雇用環境を整える企業へ技術支援や資金提供を行い、民間セクターにおける包摂的な労働市場の形成と経済的自立を後押ししている。https://www.ebrd.com/home/what-we-do/products-and-services/support-for-start-ups-and-msmes/our-programmes/sme-go-green-in-the-western-balkans.html#（参照 2026-4-14）

[66] 教育施設等のデジタル化と改修を行う事業。高速通信網の整備と合わせ、障害学生向けの支援技術やアクセシブルな学習プラットフォームの導入を支援した。https://www.eib.org/en/projects/all/20170979（参照 2026-4-14）

[67] 全国の初等・中等学校の改修・新設を支援する事業。バリアフリー化を設計基準に組み込み、スロープや昇降機の設置を推進することで、障害児が地元の通常学校に通学できる物理的環境を整備した。https://www.eib.org/en/projects/all/20090284（参照 2026-4-14）

[68] UN Partnership to Promote the Rights of Persons with Disabilities

[69] UNDP、UN Women、UNFPA、EU の連携事業。従来の医学的診断のみの判定から、国際生活機能分類（International Classification of Functioning, Disability and Health: ICF）に基づいた「社会モデル」への移行を目指し、多職種チームによる評価とデジタル・プラットフォームによる判定の一元化を柱としている。https://www.undp.org/serbia/news/enhancing-disability-assessment-system-serbia（参照 2026-4-14）

[70] OHCHR、ILO、UNDP、UNFPA、UN Women の連携事業。法の下の平等、障害女性の権利、就労機会の拡大に焦点を当て、雇用主向けに障害者雇用ガイドラインの作成、司法関係者向けの障害者の法的能力や司法アクセスに関する研修教材の作成等が行われた。https://globaldisabilityfund.org/programme/serbia/（参照 2026-4-14）

国連児童基金（UNICEF）

- セルビアにおける幼児期介入モデルの拡大[71]（Scaling up the Early Childhood Intervention model in Serbia）（2020-2022）
- すべての子どもたちのために-セルビアにおける社会包摂システムの強化[72]（Together for Every Child – Strengthening the System for Social Inclusion in Serbia）（2018-2023）

【二国間援助機関】

スイス開発協力庁

- セルビア共和国における社会的包摂の促進に向けた支援（第 3 フェーズ）[73]（Support to Improve Social Inclusion in the Republic of Serbia (Phase 3)）（2018-2021）

ドイツ国際協力公社

- セルビアにおけるロマ及びその他社会的弱者層の包摂[74]（Inclusion of Roma and Other Marginalised Groups in Serbia）（2018-2022）

米国国際開発庁

- アクセシビリティのためにともに[75]（Together for Accessibility）（2020-2024）

【国際 NGO】

障害権利インターナショナル（Disability Rights International）

- セルビアの忘れられた子どもたち[76]（Serbia's Forgotten Children）（2021）

セーブ・ザ・チルドレン（Save the Children）

- 障害のある青少年の社会的包摂促進のための NGO 及び国内機関の能力強化[77]（Empowering NGOs and Institutions to Improve Social Inclusion of Children and Youth with Disabilities）（2017-2021）

[71] EU 資金による事業。障害児への早期介入の全国拡大を目的として実施され、家庭訪問型の専門支援や多職種連携を強化し、約 2,000 家族への直接支援と 13 のリソースセンター設立等により地域ベースの支援体制を確立した。https://clearinghouse.unicef.org/download-ch-media/4de27fb9-5a75-41fd-ae38-9c5630bb0ac2（参照 2026-4-14）

[72] EU 資金による事業。障害児の権利状況を把握するためのデータ収集システムを構築し、OPD や家族の参画を強化することで、社会的な排除を防ぐモニタリング体制と権利擁護の基盤を確立した。https://www.unicef.org/serbia/en/together-for-every-child（参照 2026-4-14）

[73] セルビア政府の社会包摂・貧困削減ユニットを支援し、障害者の権利保護や社会的障壁の除去に向けた政策立案を強化した。地方自治体レベルでの介助者等の福祉サービス導入を標準化し、地域間格差の是正に大きく寄与した。https://socijalnoukljucivanje.gov.rs/en/about-us-2/projects/（参照 2026-4-14）

[74] 障害者やロマ民族等の社会的弱者を対象とした、就労支援と社会統合を促進する事業。パンデミック下の緊急支援に加え、職業訓練や心理的サポートを提供し、障害児向けのデイケア施設設置を含む、自治体による包摂的なサービス提供体制を構築した。https://www.giz.de/en/projects/inclusion-roma-and-other-marginalised-groups-serbia（参照 2026-4-14）

[75] 障害者の物理的・デジタル的なアクセシビリティ向上を支援する事業。行政サイトの改修や、OPD による政策提言活動のバックアップ、官民連携の促進により障害者が技術や情報を平等に活用できる社会基盤の整備を推進している。https://statemag.state.gov/2021/09/0921ib05/#:~:text=Embassy%20Belgrade%20is%20contributing%20$1,support%20worthy%20causes%20in%20Serbia.（参照 2026-4-14）

[76] 施設内の劣悪な環境を公表し、国内外の世論を喚起。セルビア政府に対し、脱施設化の加速と施設内虐待の撲滅に向けた法改革を強く迫る契機となった。https://www.driadvocacy.org/reports/serbias-forgotten-children（参照 2026-4-14）

[77] セーブ・ザ・チルドレンが主導し、西バルカン地域で展開した障害児支援事業。セルビアでは自治体や NGO と連携し、インクルーシブ教育のマニュアル作成や専門家研修を実施した。https://www.savethechildren.net/country/serbia（参照 2026-4-14）

マイノリティ・ライツ・グループ（Minority Rights Group）

・　包摂と持続性のための声[78]（Voices for Inclusion and Sustainability）（2018-2021）

ヘルプ・セルビア (Help-Hilfe zur Selbsthilfe)

・　セルビアにおける社会的包摂への支援[79]（Support to Social Inclusion in Serbia）（2017-2020）

[78] 障害者、ロマ民族、LGBTQ+など複数の困難を抱える層の交差性に焦点を当てた事業。セルビアを含む西バルカン諸国で展開され、OPD への資金助成とメディア活用を通じた啓発を行った。https://minorityrights.org/country/serbia/（参照 2026-4-14）

[79] 地域居住への移行支援事業。小規模なグループホームの整備や、障害者の自立のための職業訓練の実施により、大規模施設からの退所を直接的に支援した。https://help-serbia.org.rs/en/topics/information/social-inclusion/（参照 2026-4-14）

４．障害関連団体の活動概況

４－１．障害当事者団体の活動概要[80]

団体名	概要
セルビア全国障害者協会（NOOIS） https://noois.rs/	2007 年設立。約 80 万人の障害者の権利を代表するネットワーク組織として、CRPD に準拠した国内法の策定・改正への参画、公共機関やメディアを通じた啓発活動、交通インフラの整備や心理的サポート等、多角的な支援を行っている。
セルビア盲人協会（Association of the Blind of Serbia） https://savezslepih.org.rs	1946 年設立。大規模な点字図書館を運営し、点字出版や音声コンテンツによる教育・文化へのアクセスを保障している。近年は、IT 環境整備や盲導犬を連れた移動など、生活全般について政府に提言している。
セルビア聴覚障害者協会（Association of the Deaf and Hard of Hearing of Serbia） https://sgns.org.rs/	1945 年設立。手話法制定を主導し、公共サービスやメディアでの手話通訳・字幕付与を推進している。教育や雇用現場での情報保障体制の構築に加え、手話通訳者の育成・配置など、社会参加の基盤作りを行っている。
セルビア下半身不随・四肢麻痺者協会（Savez paraplegičara i kvadriplegičara Srbije: SPIKS） https://spiks.org.rs	1991 年設立。車いす利用者の全国的なネットワークとして、公共交通機関や建築物のバリアフリー基準について政府へ専門的な助言を行うほか、リハビリ支援やパラ・スポーツ振興を推進している。
女性障害者支援ネットワーク (Out of Circle Network: IzKruga) https://izkruga.org/	1997 年設立。暴力被害者への無料法律相談や心理サポートを軸に、リプロダクティブヘルスへのアクセス改善や、政策決定過程への参画を推進している。また、人権侵害の監視と啓発活動を全国で実施している。
セルビア自立生活センター（Center for Independent Living of PWDs Serbia: CIL Serbia） https://www.cilsrbija.org/	1996 年設立。「自立生活運動」を推進し、介護派遣制度の確立、バリアフリー化の促進、当事者へのピア・カウンセリング、権利擁護活動等を行っている。

[80] UNPRPD（2023）は、知的・心理社会的障害者の OPD が不足していること、ジェンダー規範が障壁となって女性障害者のリーダーシップへの参画が少ないこと等を課題として挙げている。

４－２．障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
セルビア脳性麻痺・ポリオ協会（Savez za cerebralnu i dečiju paralizu Srbije） https://cp-srbija.rs	1973 年設立。全国 55 以上の支部を傘下に持ち、身体障害に特化した最大級の支援ネットワーク。デイケア拠点でのリハビリテーションや生活訓練に加え、車いす等の支援機器支給の推進に注力している。
セルビア知的障害者支援協会連合（Serbian Association for Helping Persons with Intellectual Disabilities: Savez MNRO） https://savezmnrosrbije.rs/	1960 年設立。全国 50 以上の支部を持つ、知的障害児・者と家族のための国内最大級のネットワーク。各地でデイケアセンターを運営し、療育や生活訓練、家族支援を包括的に提供している。
セルビア精神障害者権利イニシアチブ（Mental Disability Rights Initiative of Serbia: MDRI-S） https://mdri-s.org	2008 年設立。社会福祉施設や精神保健施設に居住する子どもや成人に焦点を当て、脱施設化や地域社会での生活の促進、暴力や虐待からの保護を推進している。Disability Rights International の提携団体。
エコー・セルビア（Ecumenical Humanitarian Organization: ECHO Serbia) https://ehons.org/	1993 年設立。障害者・貧困層・マイノリティを対象に、車いすの無料修理サービスや支援機器の提供、住宅改修など、生活に直結する支援を全国で展開している。

５．障害者が直面する障壁・ニーズ[81]

５－１．保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ

NOOIS によれば、障害者の 45%が医療サービスの利用においてアクセスの困難さや制限的な基準に直面しており、28%が差別を経験し、43%が個々のニーズが尊重されないと感じている。また、医療従事者が障害者本人ではなく介助者に話しかけるケースが 80%に上り、プライバシーや尊厳が侵害されている。さらに、専門医の診察予約が電話でできず、直接訪問する必要があることも障害者にとっての障壁となっている。[82]

市民権利擁護機関によれば、強制健康保険（compulsory health insurance）で補装具や支援機器の利用権は認められているものの、耐用年数や部品交換期限が一律に定められ、個々の障害者の状態やニーズが十分に考慮されていない。また、規則集（Rulebook on the Medical and Technical Aids and Devices）には最新技術が反映されていない。[83]

MDRI-S によれば、医療機関の倫理委員会が障害児を緩和ケアの対象と分類し、必要な治療を提供しないケースがあり、これにより子どもたちの健康状態が悪化することがある。[84]

DisabCouncil によれば、施設内での不適切な薬物使用や医療処置の欠如が原因で予期せぬ死亡が発生するケースが報告されている。また、障害者の意思に反して行われる医療や科学的実験の防止が課題となっている。[85]

５－２．教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ

NOOIS によれば、通常教育への参加を希望する障害児たちは、学校の建物の物理的なアクセスの欠如、教材や教室環境の不適合、教員の障害者教育に関する研修不足などの障壁に直面している。教育機関が障害児の受け入れを拒否することは法律で禁止されているが、特別学校への進学を勧められるケースが多い。また、IEP が形式的なものに留まり、実際の教育改善に繋がっていない点も問題視されている。[86]

MDRI-S によれば、障害児の 70%以上が教育システムから完全に排除されており、残りの 30%も特別学校に通っている。特に施設に収容されている障害児は、施設の専門家チームの「教育の可能性がない」との判断により、通常学校に通えない場合が多い。[87]

５－３．就労に関する障壁・ニーズ

市民権利擁護機関によれば、公務員の最大雇用数に関する法律[88]（Law on the Maximum Number of Employees in the Public Administration）の施行により、公共部門では公共部門の雇用主が障害者を雇用する義務を果たす代わりに、納付金を支払うことで法律を遵守す

[81] パラレルレポートより収集・編集した。それ以外から収集した情報については、出所を示した。
[82] NOOIS (2015) (INT/CRPD/LIT/SRB/21108)
[83] Protector of Citizens (Ombudsman) of the Republic of Serbia (2015) (INT/CRPD/IFL/SRB/21317)
[84] MDRI-S (2015) (INT/CRPD/ICO/SRB/21308)
[85] Disability Council International (2015) (INT/CRPD/ICO/SRB/21334)
[86] NOOIS (2015)
[87] MDRI-S (2015)
[88] 公共部門における雇用者数の上限を定め、政府の明示的な承認がない限り新規雇用を制限する内容を含む。

る状況が生じている。また、予算制度法（Law on the Budget System）により、有期雇用や業務委託契約に制限が設けられたことで、地方自治体が提供する障害者支援サービス提供が一時的に停止されることがあり、深刻な影響を与えている。[89]

Lazarevic, S. et al (2022) によれば、医療モデルに基づく労働能力評価が障壁となっており、実際の職場環境において実施されるべき支援ニーズ評価（assessment of support needs）に置き換えられるべきである。[90]

NOOIS によれば、障害者の権利擁護に取り組む市民社会団体の 89%が、障害者には一般労働市場での雇用機会が平等に与えられていないと考えている。雇用されている障害者の35%が職場での参加・包摂・アクセシビリティの原則を侵害され、30%が差別を経験している。聴覚障害者は雇用面接時に手話通訳者が雇用されず、自身で対応しなければならない状況が続いている。[91]

５－４．移動に関する障壁・ニーズ

NOOIS によれば、公共交通機関の 90%が障害者にとってアクセス可能ではなく、特に地方や未開発地域ではアクセス可能な交通手段がほとんど存在しない。都市部では、障害者専用の公共交通サービスが提供されているが、利用可能な車両は約 10 台で、利用者数に対して十分ではなく、かつ安全基準を満たしているとはいえない。道路や歩道に関しては、路面状態の悪さ（穴、蓋の開いたマンホール、不規則に設置された街路備品）や、歩道の高さ、点字ブロックや音声案内機能付き信号機の不足が障害者の移動を妨げている。障害者専用の駐車スペースも不足している。[92]

市民権利擁護機関によれば、2014 年に実施した調査では、大部分の自治体がアクセシビリティ向上のための具体的な措置を講じていることが確認されたが、依然として多くの公共施設が物理的にアクセスできない状態にある。[93]

Lazarevic, S. et al (2022) によれば、質の高い支援機器や支援技術へのアクセスが制限されており、支援機器の購入費用が高額であることが自立生活の妨げとなっている。[94]

５－５．情報保障に関する障壁・ニーズ

市民権利擁護機関によれば、現行の規制では、情報保障の基準が明確に定められておらず、公共機関やサービス提供者が障害者のニーズに応じた情報提供を行うことが難しい。情報技術のアクセシビリティ基準を明確化し、最新技術を活用した支援ツールの導入を促進する政策が必要である。[95]

[89] Protector of Citizens (Ombudsman) of the Republic of Serbia (2015) (INT/CRPD/IFL/SRB/21317)
[90] Lazarevic, S., Ciric Milovanovic, D. et al (2022) *Position of Persons with Disabilities in Serbia – zero report* https://www.mdri-s.org/public/documents/upload/publications-in-english/Position%20of%20persons%20with%20disabilities%20in%20Serbia.pdf（参照 2026-4-14）
[91] NOOIS (2015)
[92] NOOIS (2015)
[93] Protector of Citizens (Ombudsman) of the Republic of Serbia (2015)
[94] Lazarevic, S., Ciric Milovanovic, D. et al (2022)
[95] Protector of Citizens (Ombudsman) of the Republic of Serbia (2015)

NOOIS によれば、テレビやラジオの番組は、手話通訳や字幕がほとんど提供されていない。手話通訳者の不足は深刻で、1 人の手話通訳者が約 1,000 人の聴覚障害者を担当している状況である。[96]

５－６．ジェンダーに関する障壁・ニーズ

NOOIS によれば、婦人科施設の建物が物理的にアクセス可能でないことや、医療従事者の障害女性のリプロダクティブヘルスの重要性への認識の欠如といった問題がある。また、障害女性の恋愛や結婚、母親としての権利が否定されることが多い。[97]

MDRI-S によれば、施設に収容されている障害女性は、性的虐待や暴力のリスクが高く、強制的な中絶や子どもとの分離、同意なしに避妊薬を投与されるなどの非人道的な扱いを受けることがある。さらに、障害のある母親は、子どもを自分で育てようとする際、財産所有や婚姻状況などの追加条件を課されることが一般的である。[98]

[96] NOOIS (2015)
[97] NOOIS (2015)
[98] MDRI-S (2015)

６．参考資料

Government of Serbia (2014) *CRPD Consideration of reports submitted by States parties under article 35 of the Convention: Initial reports of States parties due in 2011* (CRPD/C/SRB/1)

Government of Serbia (2016) *CRPD List of issues in relation to the initial report of Serbia : Replies of Serbia to the list of issues* (CRPD/C/SRB/Q/1/Add.1)

Government of Serbia (2019) *Voluntary National Review of the Republic of Serbia on The Implementation of the 2030 Agenda for Sustainable Development.*

Government of Serbia (2021) *Employment Strategy of the Republic of Serbia 2021–2026.*

International Labour Organization & European Network on Independent Living (2024) *Towards dignity and autonomy: A global overview of personal assistance schemes for people with disabilities.*

Lazarevic, S., Ciric Milovanovic, D. et al (2022) *Position of Persons with Disabilities in Serbia – zero report*

United Nations (2016) *CRPD Concluding observations on the initial report of Serbia* (CRPD/C/SRB/CO/1)

United Nations (2017) *CRC Concluding observations on the combined second and third periodic reports of Serbia* (CRC/C/SRB/CO/2-3)

United Nations Children's Fund Serbia (2019) *Serbia's inclusive education reform: A journey of systemic and sustainable change.*

United Nations Partnership for the Rights of Persons with Disabilities (UNPRPD) (2023) *Situational Analysis of the rights of persons with disabilities in Serbia. Country Report.*

＜ウェブ情報＞

Statistical Office of the Republic of Serbia (RZS) (2023) *Population according to disability status and type of problem of persons with disabilities*, https://www.stat.gov.rs/en-us/vesti/20231201-invaliditet/?a=0&s=0302（参照 2026-4-7）

内閣府（2016-2025）『障害者白書』https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html（参照 2026-4-7）

JICA（2025）『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability_and_development.pdf（参照 2026-4-7）